

浄化槽の構造基準と処理性能

浄化槽の構造は、国土交通大臣が定めた構造方法(構造例示型)によるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの(性能評価型)に限るとされています。

構造例示型浄化槽の処理性能・構造等は、1969年に建設省の告示において、全国一律の基準(構造基準)として初めて制定されました。その後、数回の改正を経て、2000年6月に浄化槽の構造基準が「建設大臣が定める構造方法」として改正され、単独処理浄化槽の基準が削除されました。

戸建て住宅に設置される小型浄化槽は、従来「構造例示型」が主流でしたが、近年、浄化槽の技術革新が進み、現在では性能評価型の浄化槽が全体の9割以上を占めています。

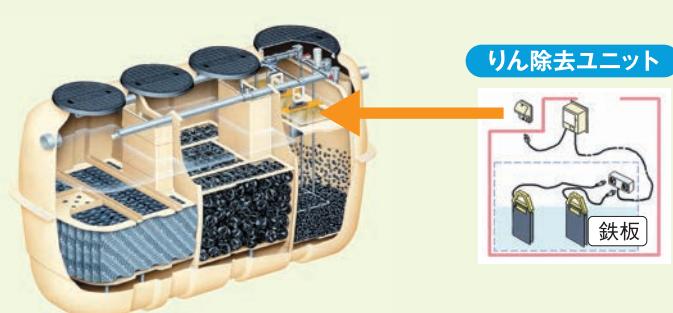
浄化槽は、処理性能から主に以下の3つに分類できます。

- ・BOD除去型浄化槽($BOD \leq 20\text{mg/l}$)
- ・窒素・りん除去型浄化槽($BOD \leq 20\text{mg/l}$, $T-N \leq 20\text{mg/l}$, $T-P \leq 1\text{mg/l}$)
- ・膜分離型浄化槽($BOD \leq 5\text{mg/l}$)

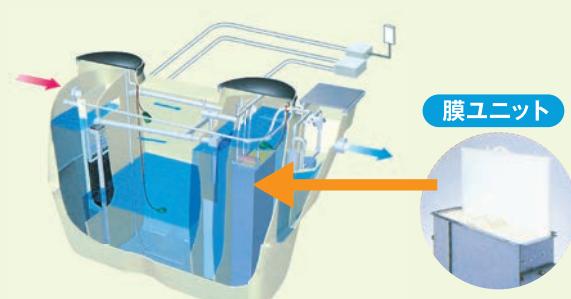
表-5 浄化槽の構造基準(建設省告示1292)の概要

告示区分	処理方式	処理対象人員						BOD除去率	処理性能				
		5	50	100	200	500	2,000		BOD	COD	T-N	T-P	
第1	合併	分離接触ばっ気 嫌気ろ床接触ばっ気 脱窒ろ床接触ばっ気						90%	20	—	—	—	
第4	単独	腐敗槽						55%	120	—	—	—	
第5	地下浸透							SS:55%	SS:250	—	—	—	
第6	回転板接触 接触ばっ気 散水る床 長時間ばっ気 標準活性汚泥							90%	20	30	—	—	
第7								—	10	15	—	—	
第8		接触ばっ気・ろ過 凝集分離						—	10	10	—	—	
第9		接触ばっ気・活性炭吸着 凝集分離・活性炭吸着						—	10	15	20	1	
第10	硝化液循環活性汚泥 三次処理脱窒・脱リン							—	10	15	15	1	
第11								—	10	15	10	1	
第12	水質汚濁防止法の規定によりBOD以外の水質項目の排水基準に対応する処理方式	COD (mg/l) 60以下 45以下 30以下 15以下 10以下	SS (mg/l) 70以下 60以下 50以下 15以下	n-Hex (mg/l) 20以下	pH 5.8~8.6	大腸菌群数 (個/cm³) 3,000以下	構造						
		第6から第11までのいずれかに定める構造						第7から第11までのいずれかに定める構造					
		第8に定める構造											

※告示第2・第3は平成18年1月に削除された。



窒素・りん除去型小型浄化槽(FRP製)



膜分離型小型浄化槽(FRP製)